

研究基盤整備・有効活用推進ポリシー

令和2年11月1日 制定

令和5年10月16日 改正

本学の共通資産である研究設備・機器は重要な経営資源であり、研究設備・機器とこれらの運用の要である技術職員を「研究基盤」と位置付け、研究設備・機器の戦略的な共用体制を実現するために、以下のとおり「研究基盤整備・有効活用推進ポリシー」を定める。研究基盤の活用を通じて、大学全体の研究力向上やイノベーション創出に向けて、研究者がより研究に専念できる環境を実現し、限りある資金による成果の最大化に資する。今後、当該ポリシーに基づき、具体的な施策を展開する。

- 1 学長のリーダーシップに基づき、研究基盤のハブとなる統括部局・研究推進機構に「機器共用推進本部」を創設した。機器共用推進本部を中心に、役員、教員、技術職員、事務職員（研究系、人事系、財務系）、URA等のチーム共用体制で研究設備・機器の共用化を推進する。
- 2 汎用性が高い研究設備・機器や、先端設備（取得価格1,000万円以上）は原則共用とする。また、共用する研究設備・機器は統括部局が定める基準に基づき、大学として選定する。
- 3 共用にあたっては、ワンストップで研究設備・機器の利用が可能である研究設備機器共用システム（コアファシリティポータル）を活用することを必須とする。
- 4 コアファシリティポータルを活用した研究設備・機器の利用状況や成果等のデータベースといったエビデンスに基づいた、研究設備・機器への費用支援、導入、更新等を行なう。
- 5 汎用性が高い研究設備・機器や、先端設備（取得価格1,000万円以上）を中心に、学内で整備を予定している研究設備・機器に関する「戦略的設備整備・運用計画」を策定し、中長期的に大学として導入、更新する考え方と仕組みを構築する。また、二重投資の防止等も考慮する。
- 6 共用設備・機器の維持管理費は、受益者負担の考えを原則としつつ、統括部局が定める基準に基づき、大学として支援する仕組みを整備する。

7 利用料金の設定に関する全学的な統一した考え方を設定する。その際、若手研究者等にとって利用がしやすくなるような設定ができるよう十分配慮する。また、研究設備・機器は重要な経営資源であることを踏まえ、学外利用（産業界の利用を含む）を積極的に推進する。

8 研究設備・機器のリユース、学内外への売却といった有効活用を推進する。

9 技術職員を組織化した「総合技術部」を中心に、教育研究系技術職員を組織的に育成する仕組みを構築する。

10 技術職員は研究者とともに課題解決を担うパートナーとして重要な存在であり、技術職員が研究基盤に関する経営戦略の策定にも関与する等、活躍の場を拡大する。